

第 5 次府中市特別支援教育推進計画 (案)

令和 8 年 1 月
府中市教育委員会

は じ め に

府中市教育委員会は、これまで府中市特別支援教育推進計画を策定し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、教育相談や特別支援教室等の環境を整備し、個に応じた指導及び支援の充実や障害のある児童・生徒等に対する実効性のある取組を推進してきました。

平成17年度に作成した第1次推進計画策定時と比べると、「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定など、障害者を取り巻く環境も大きく変わっています。

今後、障害のある人もない人も互いに尊重し合いながら暮らしていける「共生社会」を実現するためには、これまで以上に障害者の「自立と社会参加」を促進する必要があり、障害のある児童・生徒等の能力を最大限に伸長する「多様な学びの場」における特別支援教育が重要な役割を果たしていくこととなります。

第5次府中市特別支援教育推進計画では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」やこれまでの府中市及び府中市教育委員会の取組を踏まえ、「未来社会を創る子供たちの共生社会の実現に向け、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。」という基本理念を掲げました。その上で、全ての児童・生徒の自立と社会参加に向け、全ての学びの場における切れ目のない特別支援教育の充実に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を一層充実させるための施策を示しています。

府中市教育委員会は、本計画を着実に推進することで、障害のある児童・生徒等への特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。今後とも、保護者の方々を始め、教育関係者、市民の皆様の一層のご理解、ご支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和 8 年 1 月

府中市教育委員会

< 目 次 >

第1章 第5次府中市特別支援教育推進計画の概要	1
1 第5次推進計画策定の背景	
2 第5次推進計画の目的等	
3 第5次推進計画の基本的な考え方	
第2章 府中市の特別支援教育の現状	9
1 第4次推進計画の主な成果と課題について	
2 特別支援教育の状況	
第3章 特別支援教育推進施策の方向性と取組	17
方向性Ⅰ 小・中学校における特別支援教育の充実	18
取組1 校内支援体制の充実	
取組2 学校における指導の充実	
取組3 共生社会の実現に向けた取り組みの充実	
取組4 教員等の専門性の向上	
取組5 一人一人の状況に応じた学びの場の整備	
方向性Ⅱ 全ての_{子供}の学びを支える環境の整備	23
取組1 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援	
取組2 就学相談の充実	
取組3 教育相談体制の整備・充実	
取組4 医療的ケア児への支援の充実	
方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携	26
取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実	
取組2 関係機関との連携	
取組3 地域人材を活用した支援体制の充実	
第4章 参考資料	27
1 用語集	

第1章

第5次府中市特別支援教育推進計画の概要

第1章 第5次府中市特別支援教育推進計画の概要

1 第5次推進計画策定の背景

(1) 第7次府中市総合計画

令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第7次府中市総合計画において、学校教育に関連する施策は、施策49から施策51までに位置付けられており、そのうち、特別支援教育に関連する主要な取組は、「特別支援教育の充実（施策49）」、「教育相談・教育支援事業（施策50）」があります。特に、施策49では、「児童・生徒一人ひとりが特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育を展開します。」としています。

<施策49 社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成>

地域（市民）と学校が「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を共有した上で、協働し、郷土府中への誇りと愛着を持った持続可能な社会の創り手となる人材を育てています。（主な取組 特別支援教育の充実）

<施策50 学びの機会を保障するための支援の充実>

全ての児童・生徒が、誰一人取り残されることがなく、安全・安心に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育てています。（主な取組 教育相談・教育支援事業）

(2) 第3次府中市学校教育プラン

令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする第3次府中市学校教育プランの基本理念は、近年のグローバル化や急速な情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行など、社会の変化が複雑で予測困難であり、様々な課題に対して決まった答えがない世の中において、感性を豊かに働かせ、試行錯誤しながらよりよく問題を解決する資質・能力や、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向けて挑戦することができる人間に育ってほしいという願いの下で設定されています。

<第3次府中市学校教育プランの基本理念>

全ての子供が、人格の完成に向け、ふるさと府中に誇りを持ち、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長していくために、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が相互に連携、協力、役割分担、支援しながら子供たちの育成を担っていきます。

府中市特別支援教育推進計画を策定する上で、第3次府中市学校教育プランとの整合性に配慮し、基本理念の実現を目指します。

<第3次府中市学校教育プランの特別支援教育に関連する主な取組例>

- 全ての教員の専門性向上 ○ICT機器を活用した授業改善
- 特別支援教室における指導の充実 ○関係機関との連携

- 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の活用
- 府中市教育支援委員会の効果的な運営 ○医療的ケア児への対応 など

(3) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画

東京都教育委員会が策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）の計画期間は、平成29年度から令和9年度までの11年間で、第三次実施計画の計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間となります。

<東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念>

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

第三次実施計画の「施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実」においては、小学校、中学校等に在籍する児童・生徒が充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導及び支援によって着実に力を伸ばさせるとともに、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導及び支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けることを目指しています。

(4) 教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の策定

国の教育政策全体の方向性や目標、施策等を定める教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）が、令和5年6月に閣議決定されました。同計画は、地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際に、その内容の良いいところを参考にする

こととされています。持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとし、16の目標と基本施策、指標が示されています。特別支援教育に関しては、「小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加」や「小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合の増加」等が指標として示されています。

(5) 東京都教育ビジョン（第5次）の策定

東京都教育委員会は、令和6年度から令和10年度までの5年間で取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン（第5次）」を令和6年3月に策定・公表しました。

本ビジョンでは、東京都が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」が示されています。

本ビジョンの基本的な方針の一つである「教育のインクルージョンの推進」においては、「多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、

特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実」を強化のポイントとして掲げられています。

(6) 東京都教育施策大綱の策定

今後の東京都における教育施策の基本的な方針を示す、新たな教育施策大綱（令和7年3月）では、「東京の目指す教育」として「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を実現するために、学びのあり方そのものを見直し、「新たな教育のスタイル」を検討していくことが掲げられています。特に重要で優先的に取り組む事項として「インクルーシブな教育の推進」を掲げ、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、誰もがやりたい自分を実現し、一人ひとりの個性を強みとして発揮できるよう、多様な人々と交流し、共に学ぶ環境を提供することが重要であると位置付けられています。

(7) 東京2025デフリンピックの開催

令和4年9月、オーストリア（ウィーン）で開かれた国際ろう者スポーツ委員会の総会において、一般財団法人全日本ろうあ連盟が2025年デフリンピックの開催地に立候補し、日本で初めてとなるデフリンピック大会の東京開催が決定しました。教育の分野においても、東京2025デフリンピックの開催を契機に、児童・生徒等がデフリンピックへの興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず、共生していこうとする意識や姿勢を育んでいくことが求められています。

(8) 特別支援教育をめぐる動き

ア 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

国が令和5年3月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の報告書において、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒数の割合は、小・中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%であることが示され、全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることが改めて示されました。また、国連・障害者権利委員会の勧告を受け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備を推進していく必要があることも示されました。こうした状況を踏まえ、校内支援体制の充実や通級による指導の充実、特別支援学校のセンター的機能の充実に加え、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体的に運営し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流及び共同学習を発展的に進める、インクルーシブな学校運営モデルの創設が提示されました。

2 第5次推進計画の目的等

(1) 第5次推進計画の目的

本推進計画は、共生社会の実現に向け、子供たちや家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、障害の有無にかかわらず、子供たち一人一人がもつ能力を最大限に伸長することができる環境を確保するため、子供たちやその保護者、地域にとって必要な特別支援

教育に関連する施策を計画的に実施するために策定するものです。

(2) 第5次推進計画の位置付け

本推進計画は、国や東京都の動向並びに第7次府中市総合計画及び第3次府中市学校教育プランを踏まえ、令和7年度までを計画期間としている第4次府中市特別支援教育推進計画の趣旨を内包した計画として策定します。

(3) 計画期間

本推進計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。ただし、この間に関連計画の改定が行われる場合や、特別支援教育をめぐる状況が変化した場合、必要に応じて改定を行います。

3 第5次推進計画の基本的な考え方

本推進計画は、障害の有無に関わらず児童・生徒が共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。

そのため、全ての児童・生徒のライフステージにおいて切れ目のない支援を行い、一人一人がもっている能力を最大限に伸ばすことのできる、誰にとっても住みやすく、子供たちが心身共に安心して豊かに育まれる環境を、あらゆる社会の資源と連携し、府中市が共生社会の実現を実感しながら、地域ぐるみで構築できる社会を目指します。

<基本理念>

未来社会を創る子供たちの共生社会の実現に向け、地域全体で大切に育て、一人一人がもつ能力を多様な学びの場において最大限に伸ばし、子供たちの自立と社会参画を目指す。

特別支援教育を推進する三つの方向性

<方向性Ⅰ> 小・中学校における特別支援教育の充実

<方向性Ⅱ> 全ての**子供**の学びを支える環境の整備

<方向性Ⅲ> 保護者、地域及び関係機関との連携

(1) 第5次府中市特別支援教育推進計画の体系

方向性Ⅰ 小・中学校における特別支援教育の充実	取組 1 校内支援体制の充実
	取組 2 学校における指導の充実
	取組 3 共生社会の実現に向けた取組の充実
	取組 4 教員等の専門性の向上
	取組 5 一人一人の状況に応じた学びの場の整備

方向性Ⅱ 全ての子供の学びを支える環境の整備	取組 1 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援
	取組 2 就学相談の充実
	取組 3 教育相談体制の整備・充実
	取組 4 医療的ケア児への支援の充実

方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携	取組 1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実
	取組 2 関係機関との連携
	取組 3 地域人材を活用した支援体制の充実

ア 校内委員会の更なる充実
イ 相談・アセスメント機能の充実
ウ 学習環境の改善と整備
エ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

ア 人権教育の一層の推進
イ 通常の学級における指導の充実
ウ 特別支援学級の児童・生徒の自立に向けた指導の充実
エ 特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実
オ 難聴言語通級指導学級における指導の充実

ア 交流及び共同学習、副籍交流の推進
イ **障害等の理解啓発に向けた取組の充実**

ア 全ての教職員等の特別支援教育に関する理解促進
イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実
ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（難聴、言語障害）の教員を対象とした研修の充実
エ 支援員等、特別支援教育に関わる人材を対象とした研修
ア 特別支援学級の適正な規模と配置
イ 児童・生徒の実態に応じた適切な通級指導の運営
ウ 困難さや障害特性に応じた合理的配慮の理解推進

ア 子ども発達支援センターにおける教育と福祉の連携の充実
イ 学齢期における連続性のある支援体制の整備

ア 子ども発達支援センターにおける就学前相談機能の充実
イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実
ウ 幼稚園、保育園等との連携の充実
エ 外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒への支援

ア 相談体制の充実
イ 重層的な支援体制の充実

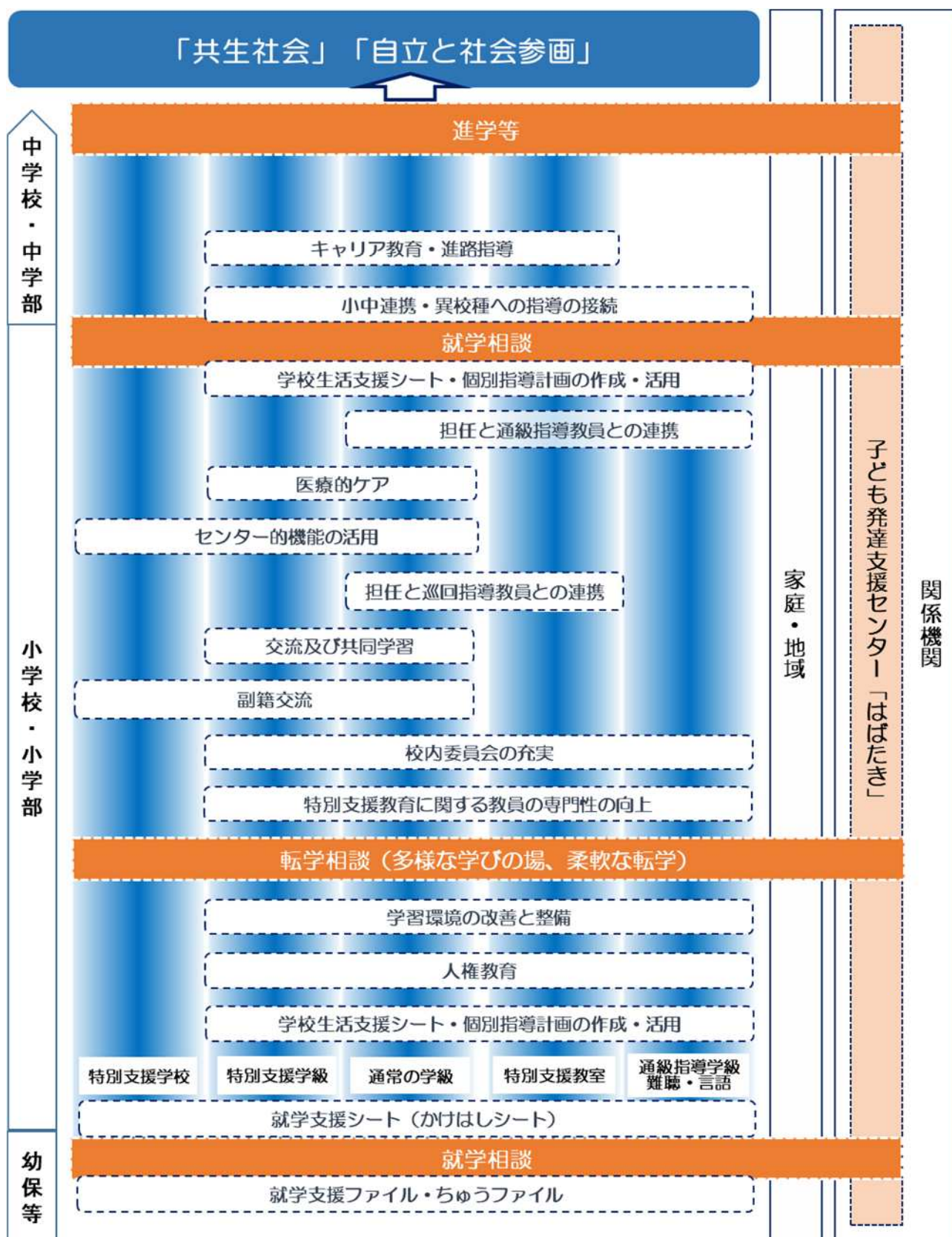
ア ガイドラインに基づく医療的ケアの実施
イ 関係機関等との連携

ア 特別支援教育に関する情報発信
イ 保護者等に対する特別支援教育の理解啓発

ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用
イ 子ども発達支援センター等の福祉との連携

ア 支援員等の配置の充実と支援力の向上

(2) 児童・生徒のライフステージにおける支援の連続性



第2章

府中市の特別支援教育の現状

第2章 府中市の特別支援教育の現状

1 第4次特別支援教育推進計画の主な成果と課題について

(1) 方向性Ⅰ 小・中学校における取組

◆取組1 通常の学級における特別支援教育の充実

【成果】

- ・人権尊重の理念に基づき、障害の有無に関わらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりに向けた取組や、共生社会の実現を目指した、「未来へつなぐ府中2020レガシー」の取組は、全ての学校において取り組み、人権感覚の涵養や障害理解の深まりにつながっている。
- ・全ての学校で定期的に校内委員会を開催し、児童・生徒のアセスメントに基づく支援方針や支援内容の検討を組織的に行った。また、スクールカウンセラーや特別支援教室巡回教員等を委員とするなど、構成の工夫に取り組んでいる学校も多い。
- ・特別支援学級教員等による理解啓発授業や交流及び共同学習の実施により、児童の意識の向上が見られ、思いやりの行動に表れたり、教員の児童・生徒理解が進むことで、支援の充実につながったりしている。
- ・幼稚園・保育園等との交流会等を行うことで、園児の入学前の不安を取り除くことにつながっている。また、入学前に丁寧な引継ぎを行うことにより配慮を要する園児を把握し、入学後の円滑な支援に繋がっている。
- ・学校における合理的配慮について、保護者と丁寧な面談を行って合意形成を図り、座席位置の配慮、UDフォントやタブレットの使用、中学校の定期考査における時間延長等、校内でできる支援について教員間・保護者と共通理解を図って実践している。

【課題】

- ・通常の学級に在籍する支援が必要な児童・生徒（支援レベル1、2の児童・生徒）について、保護者と連携した支援に繋げるために、学校生活支援シートや個別指導計画の作成を進める。
- ・タブレット端末等のICT機器の活用やデジタル教科書、マルチメディアデージー教科書等のデジタル教材の活用について研究を進め、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供できる体制を整備する。
- ・校内委員会の充実に向け、スクールカウンセラー、巡回相談心理士、特別支援教室巡回教員等の校内委員会への参画を進める。
- ・副籍交流の内容の充実を図ることや、交流及び共同学習を推進することで、共生社会の実現に向けた、障害の有無に関わらず地域で共に学ぶ意識や多様性を尊重する意識を長期的に育成していく。
- ・幼保小、小中、中高等の情報の共有や引継ぎが円滑に行われる体制を構築し、ライフステージにおける切れ目のない支援の充実を図る。

◆取組2 知的障害特別支援学級における指導の充実

【成果】

- ・全ての学校において、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、計画に基づい

たきめ細かな指導の充実を図っている。

- ・小学校と中学校間での情報共有や引継ぎが行われ、児童・生徒の支援に生かされている。
- ・通常の学級との交流及び共同学習を年間を通して継続的に行い、障害や特別支援教育への理解が深まった。また、交流を通して特別支援学級の児童・生徒の自信に繋がった。
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置は行わず、特別支援教室等の支援体制の充実や支援員の充実を図ることで、自閉症・情緒障害等がある児童・生徒の支援の充実を図った。また、他市の動向や成果と課題について調査・研究を行った。

【課題】

- ・通常の学級との交流及び共同学習を一層進める。
- ・デジタル教科書やデジタル教材等を活用し、一人一人の状況に応じた指導の充実を図る。
- ・知的障害特別支援学級の増設及び学区の見直しについては、特に、第二小学校、第五小学校では児童数が増加しており、今後も増加傾向が続く場合に、教室が不足する懸念がある。また、校外学習や宿泊学習等の学校行事における安全確保や指導の充実に向けた人材の確保が課題となる。特別支援学級の児童・生徒数については、当面の間は増加するものの、その後減少に転ずることが見込まれることから、在籍する児童・生徒数を注視し、引き続き増設及び学区の見直しについて検討する必要がある。
- ・特別支援教室を利用する児童・生徒は引き続き増加することが見込まれる。また、特別支援教室を利用しても指導の定着が難しく、通常の学級で不適応を起こす児童・生徒が少なからずいる現状がある。そのような児童・生徒に必要な支援や学校への支援の充実に向け、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を含め引き続き検討するとともに、子ども発達支援センターや療育機関等と柔軟に連携できる具体的な支援体制の構築を図る必要がある。

◆取組3 特別支援教室における指導の充実

【成果】

- ・特別支援教室運営ガイドラインを改訂し周知するとともに、連携型個別指導計画を導入し、特別支援教室と通常の学級の連携が円滑に進むように体制を構築した。このことにより、連携型個別指導計画を活用した指導計画の作成や指導記録を通じた児童の情報共有が進み、指導改善につながった。
- ・特別支援教室主任連絡会や特別支援教育コーディネーター連絡会、通常の学級の教員向けの研修などにおいて、連携型個別指導計画の活用が円滑に進むように各学校での取組状況や工夫を共有するとともに、一人一人の状況に応じた支援の在り方や指導目標・評価の在り方について理解を深めた。
- ・就学前の引継ぎを、幼稚園・保育園だけでなく、療育施設等の外部とも連携して情報共有をしたことで適切な指導につながった。

【課題】

- ・学級担任との情報共有を円滑に進め、特別支援教室での支援を通常の学級での支援に繋げるために、ICTを活用するなど工夫する必要がある。
- ・特別支援教室運営ガイドラインを全ての教職員が把握するために、定期的に内容を確認する必要がある。
- ・児童・生徒の支援・指導に関するPDCAサイクルを構築し、巡回相談心理士等も活用して支援の精度を高める取組を行う。
- ・特別支援教室ガイドラインについてはその内容を随時見直すとともに、全ての教員が特別支援教室の目的を理解できるように継続的に周知・啓発していく必要がある。
- ・特別支援教室での指導を通常の学級での支援・指導に生かすために、特別支援教室巡回教員と通常の学級担任が情報共有や時間を確保するための工夫などについて検討していく必要がある。

◆取組4 通級指導学級（難聴・言語障害）における指導の充実

【成果】

- ・学校生活支援シートや個別の指導計画に基づく指導が行われた。
- ・吃音についての児童向けの理解啓発の実施及び市立学校への内容の共有を行った。

【課題】

- ・幼稚園・保育園との引継ぎが円滑に行われるように工夫する。
- ・中学校でも指導が必要な児童についての支援体制について検討していく必要がある。

◆取組5 特別支援教育に関する専門性の向上

【成果】

- ・教育委員会が主催する特別支援教育研修を実施し教員の専門性向上を図った。
- ・学校では、医師や大学教授、作業療法士等を招いた校内研修を実施し、個別に支援を必要とする児童の実態の理解と具体的な支援について研鑽することができた。
- ・特別支援学級教員対象の研修会に、通常の学級の教員も参加したり、校内研修会の中で特別支援教育に関する内容を計画的に位置づけて実施したりしたことで、特別支援教育についての理解を深める機会となった。
- ・教員だけではなく支援員等も研修が受講できるよう、オンラインやオンデマンドでの受講ができるようにするなど、多様な受講方法を設定して研修を行った。また、幼保の教員等も参加できるように関係課と連携して周知した。
- ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用して、特別支援学校教員が知的障害特別支援学級の教員の授業を参観し指導・助言する機会を設定した。
- ・特別支援教室や知的障害特別支援学級において、様々な専門家を招いての校内研修が実施できるように教育委員会として予算措置した。

【課題】

- ・医師、心理職、言語聴覚士、学識経験者等の専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図る
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用し、児童・生徒の状況に応じた支援の充実、授

業改善を図る。

- ・特別支援教育に関わる全ての教職員等の指導の充実に向けた研修機会は引き続き確保する必要がある。
- ・知的障害特別支援学級設置校以外の学校においても、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、教員の研修や児童・生徒の支援について指導・助言してもらう機会を拡大する。

(2) 方向性Ⅱ 取組を支える環境の整備

◆取組1 教育相談体制の整備・充実

【成果】

- ・府中市子ども発達支援センター「はばたき」が開設し、就学前から就学後への子どもの成長や発達等に関する相談が円滑に接続できるようになった。
- ・学校からの要請に基づき巡回相談やスクールソーシャルワーカーの派遣を行った。府中市子ども発達支援センター「はばたき」の保健師が巡回に同行し福祉的な視点からも児童・生徒の支援を検討できるようになった。

【課題】

- ・巡回相談については、学校による活用の差があることから、支援を検討する際のツールの一つとして積極的な活用を周知していく必要がある。また、巡回相談後の継続的な支援について検討していく。
- ・児童・生徒が生活する場である学校でのアセスメントや支援方針・支援内容の充実を図るため、巡回相談等の仕組みや体制の充実を図る。

◆取組2 就学相談の充実

【成果】

- ・教育支援委員会では、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を審議・判断した。
- ・教育支援員による就学に関する相談を中心に、本人及び保護者の意向が可能な限り尊重されることなど、保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、就学に関するガイダンスの充実を図った。

【課題】

- ・就学先決定後や入学後の児童・生徒、保護者の心配や不安への継続的な支援として、教育支援員による継続相談や巡回相談・教育相談の円滑な接続等の充実を図る。
- ・就学や転学について保護者、就学前機関、小・中学校の理解が深まるよう、周知・理解啓発の充実を図る。

◆取組3 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援

【成果】

- ・府中市子ども発達支援センターが開設し、相談があった子どもや保護者の心配や不安に対する支援について、教育と福祉のそれぞれの視点からより有効な支援を検討

できるようになった。

- ・「ちゅうファイル」については、福祉保健部と連携し、障害の状況や支援の状況等の記録ツールとして位置付けを整理し、支援をつなぐツールとして、就学前と学齢期をつなぐ就学支援シート（「かけはしシート」）を作成し、ライフステージが変化しても必要な支援が継続して行われるようにした。

【課題】

- ・学齢期における療育的な支援について、巡回相談への作業療法士等の療育的な支援の専門家の導入や放課後等デイサービス等の福祉との連携等を検討していく必要がある。
- ・就学支援シート等を活用した就学前機関から小学校への継続的な支援を充実させるとともに、小学校から中学校への支援の継続についても一層の充実を図る。

◆取組 4 医療的ケア児への支援の充実

【成果】

- ・医療的ケアのガイドラインを策定し、ガイドラインに沿って医療的ケアが必要な児童・生徒への支援を行った。

【課題】

- ・医療的ケアを行うための看護師等の必要な人材の確保が課題である。

(3) 方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携

◆取組 1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

【成果】

- ・市のホームページ等を活用し、相談機関や就学相談、特別支援教育について情報を発信した。
- ・学校では、関係機関等が作成したリーフレット等を適宜保護者等に周知するとともに、学校だよりや学年通信等を通じて特別支援教育の啓発に努めた。また、保護者会等の機会を通じて、特別支援学級の主任、巡回指導教員から特別支援教育に関する説明を全保護者に対して行なう学校もあった。

【課題】

- ・児童・生徒、保護者、地域等への理解啓発についてはホームページでの周知に限らず、多様な方法を検討し引き続き行っていく必要がある。

◆取組 2 関係機関との連携

【成果】

- ・都立特別支援学校との交流教育の実施、副籍交流等の実施などの交流及び共同学習を行った。また、就学相談においてはオブザーバーとして都立特別支援学校の教員が参加し、都立特別支援学校の専門性を生かした助言をもらうことができた。
- ・子ども発達支援センターでは、保護者からの相談等について、教育と福祉の立場から相談方針や支援方針を検討することで、保護者、児童・生徒等のニーズに応じた相談・支援を行うことができた。

- ・保育所等訪問支援事業について、校長会等で周知するなど、福祉サービスについて学校が理解できるような機会を作った。

【課題】

- ・児童・生徒一人一人の状況に応じた支援の充実につながるよう、放課後等デイサービスや保育所等訪問事業を実施する事業者と学校がそれぞれの立場や役割を相互に理解するための機会を、障害者福祉課や子ども発達支援センター等と連携して設定していく必要がある。

2 特別支援教育の状況

(1) 特別支援学級等に在籍する児童・生徒数の推移

単位（人）

種別	学校区分	年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知的障害特別支援学級	小学校	148	165	171	173	194
	中学校	102	106	102	101	103
	計	250	201	273	274	297
特別支援教室	小学校	485	543	602	634	669
	中学校	121	130	156	188	225
	計	606	673	758	822	894
難聴・言語障害 通級指導学級	難聴	9	9	7	7	7
	言語障害	100	97	103	112	103
	計	109	109	120	119	110

※人数は各年度の5月1日時点

(2) 知的障害特別支援学級の状況

ア 設置校の状況

学 校 名	学 級 名	学級数
府 中 第 二 小 学 校	仲 よ し	6
府 中 第 四 小 学 校	仲 よ し	4
府 中 第 五 小 学 校	仲 よ し	7
府 中 第 九 小 学 校	ふ た ば	5
小 柳 小 学 校	仲 よ し	3
南 町 小 学 校	仲 よ し	3
府 中 第 一 中 学 校	K 組	4
府 中 第 二 中 学 校	K 組	5
府 中 第 四 中 学 校	1 0 組	5

(3) 特別支援教室の状況

ア 拠点校及び巡回校

拠点校	巡回校	
府中第三小学校	府中第五小学校	本宿小学校 南町小学校
府中第八小学校	府中第四小学校	
府中第九小学校	府中第一小学校	
府中第十小学校	白糸台小学校	
武蔵台小学校	府中第七小学校	
住吉小学校	矢崎小学校	
新町小学校	府中第六小学校	
若松小学校	府中第二小学校	
南白糸台小学校	小柳小学校	
日新小学校	四谷小学校	
府中第三中学校	府中第八中学校	浅間中学校 府中第九中学校 府中第十中学校
府中第五中学校	府中第一中学校	
府中第六中学校	府中第二中学校	
府中第七中学校	府中第四中学校	

(4) 難聴・言語障害通級指導学級

ア 設置校の状況

学校名	学級数	種別
住吉小学校	1	難聴障害（通級）
府中第一小学校	3	言語障害（通級）
住吉小学校	3	言語障害（通級）

(5) 副籍及び副籍交流の状況

単位（人）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
副 籍 者 数	211	204	218	232
副 籍 交 流 実 績 数	112	104	114	114

※副籍者数は、教育委員会に副籍希望書が提出され、副籍登録した人数

※副籍交流実績数は、直接交流・間接交流を含む

(6) 就学・転学相談の状況

単位（件）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就 学 相 談	263	267	265	287
転 学 相 談	46	43	40	50

(7) 教育相談（電話・来室）の状況

単位（件）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教 育 相 談	1081	1021	1015	1369

※令和5年度までは教育センターで実施。令和6年度からは府中市子ども発達支援センター「はばたき」で実施

第3章

特別支援教育推進施策の方向性と取組

第3章 特別支援教育推進施策の方向性と取組

方向性Ⅰ 小・中学校における特別支援教育の充実

取組1 校内支援体制の充実

ア 校内委員会の更なる充実

- 特別な支援・指導を要する児童・生徒の実態を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導を組織的に行うための中心的な役割を担う特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。
- 学校では、スクールカウンセラー等の心理職や特別支援教室巡回指導教員を委員に編成するなど、専門的な視点も取り入れながら、アセスメント、指導方針・支援内容の検討、評価等の充実を図ります。
- 市教育委員会では、巡回心理士等を委員として学校に派遣する体制整備や、校内委員会の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施するなど、校内委員会の充実に向けた取組を継続します。

イ 相談・アセスメント機能の充実

- 支援が必要な児童・生徒のアセスメントや支援方針・支援内容の検討にあたっては、巡回心理士等の心理職や作業療法士等の専門家を派遣し、支援の充実を図ります。
- ICTを活用するなど、通常の学級の教員が利用しやすいアセスメントツールの活用に向けた環境整備について検討していきます。

ウ 学習環境の改善と整備

- 一人1台端末等のICT機器の活用や教室環境の改善を図るなど、児童・生徒の発達の特性に応じた多様な学びを提供し、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるとともに、学習における困難さの改善を図る取組を推進します。
- 児童・生徒の実態に応じて、拡大教科書やマルチメディアデージー教科書の活用を進めるとともに、拡大表示、白黒反転、総ルビ、音声読み上げ、ハイライト表示等の機能により、児童・生徒が自己の特性に応じた学習が行えるよう、デジタル教科書等のデジタル教材の活用の推進を図ります。
- 安全で安心した環境で学習が行えるよう、「**障害の社会モデル**」の視点からユニバーサルデザインや合理的配慮の視点に立った学習環境の整備に努めます。
- 教員等が利用しやすく、支援に必要な児童・生徒が系統的・計画的に学びやすい教材等の整備について検討します。

エ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

- 支援が必要な児童・生徒については、学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、保護者と指導目標や指導内容を共有し、指導と支援を行います。また、継続した指導や支援が受けられるよう、適宜、保護者の了解を得ながら、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を活用するほか、就学前機関と小学校・学年間・学校間の連携を密にし、確実に情報を引き継ぎます。
- 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒については、支援レベルに応

じた指導が行われるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び連携型個別指導計画に基づく指導と支援の充実に努めます。なお、支援レベル3の児童・生徒については、小・中学校学習指導要領に基づき、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び連携型個別指導計画を必ず作成し指導を行います。

【発達障害等のある児童・生徒への支援レベル】

支援レベル1	巡回指導教員や巡回心理士等の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的支援を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

- 次の段階の支援レベルへの移行については、校内委員会において現段階の支援レベルの結果を十分に評価し、改善してもなお、更なる支援が必要である場合において検討を行います。

取組2 学校における指導の充実

ア 人権教育の一層の推進

- 各学校において、人権尊重の理念に基づき、障害の有無に関わらず互いを尊重し、多様性を認め合う学校づくりを進めるとともに、児童・生徒がいかなる差別やいじめを決して許さない人権感覚や他の人と共によりよく生きようとする態度、具体的な人権問題に直面して、それを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けられる教育活動を推進します。
- 共生社会の実現を目指し、「未来へつなぐ府中2020レガシー」として、これまでオリンピック・パラリンピック教育を通じて育成してきた「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を引き続き育成します。
- 児童・生徒と関わる教職員も環境要因の一つであることを自覚し、人権に配慮した指導、不適切な指導の根絶など、児童・生徒が安心して学校生活を送れる指導を行います。

イ 通常の学級における指導の充実

- 障害の有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう、個々の実態に応じた授業づくりや安全・安心な学校生活を送れる学級づくりを行うなど、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に推進します。
- 特別な支援が必要な児童・生徒については、保護者と連携して学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成を進め、支援レベルに応じた組織的な対応の充実に図ります。また、特別支援教室を利用する児童・生徒については、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮し、困難の改善が図られるよう、巡回指導教員との情報共有や連携型個別指導計画の活用を充実を図ります。
- 9年間を通して地域ぐるみで児童・生徒の「生きる力」を育むため「小・中連

携の日」を設定し、「学び」と「育ち」の視点から連携の充実を図ります。

ウ 特別支援学級の児童・生徒の自立に向けた指導の充実

- 児童・生徒が望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるよう、児童・生徒の実態に応じた小・中学校の関連性や中学校卒業後の進路を見据えた教育課程を編成します。
- 適切な教科用図書や教材の選定を行うとともに、個別指導計画に基づいた教科指導や各教科等を合わせた指導の充実を図るほか、発達段階に応じた教育活動の見直し、改善を図ります。
- 教育課程の実施に際しては、特別支援学校や医療機関等の関係機関と連携し、児童・生徒の実態に応じた指導及び支援の充実を図ります。
- 児童・生徒の学習及び生活上の困難の背景・要因等を踏まえ、適切な指導及び支援を行うために、児童・生徒及び保護者のニーズに応じた学校生活支援シート（個別的教育支援計画）及び個別指導計画を作成し、計画に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。

エ 特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実

- 特別支援教室の対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で学校生活を送るという特別支援教室の目的を達成させるため、特別支援教室ガイドラインの周知徹底を図り、学校全体での取組を一層充実させます。
- 指導目標の設定に当たっては、長期的な観点（おおむね1年程度）で、児童・生徒が達成可能な指導目標を設定することや、短期的な観点（学期ごとの指導期間）で、指導目標の達成状況や児童・生徒の変容などについて評価し、指導目標に対する進捗状況を確認することなど、指導目標の立て方や指導目標に対する評価の考え方の共通理解を図ります。
- 都の巡回心理士等を活用するなど、アセスメント機能の強化を図るとともに、支援方針や支援内容の検証を絶えず行い、一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。
- 児童・生徒一人一人の障害の状態等に即した特別の教育課程を編成するとともに、在籍学級担任と連携・協力して連携型個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や個別指導を充実させた指導内容・方法を定め、指導の充実を図ります。
- 特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が、特別支援教室で学んだことを在籍学級で発揮し、困難の改善が図られるよう、巡回指導教員等が当該児童・生徒の行動観察を在籍学級で行うなど、在籍学級における当該児童・生徒の状況を把握し、在籍学級において必要となる配慮点等を明らかにして、適切に助言します。
- 在籍学級での様子など指導の成果を把握するとともに、改善が見られる場合には、指導時数の見直しや退室の判定を行います。また、退室にあたっては、校内委員会等で退室後の在籍学級での指導や支援体制等を検討し、関係者間で共有します。

オ 難聴言語通級指導学級における指導の充実

- 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、学校生活支援シ

ート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画に基づく指導を行い、特に必要があるときは、障害に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う指導の充実を図ります。

- 時間割の工夫やオンライン指導を一部取り入れるなど、通学時間の負担軽減に向けた工夫について検討していきます。

取組3 共生社会の実現に向けた取組の充実

ア 交流及び共同学習、副籍交流の推進

- 通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が、社会性を養い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、学校行事等の交流活動にとどまらず、児童・生徒の実態に応じて教科、領域等における交流及び共同学習を推進します。
- 児童・生徒の相互理解を育み、共生社会を実現するため、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、副籍制度による交流の充実に向けた取組を推進します。
- 一人1台端末等の活用により、地域指定校との交流活動の更なる充実などについても検討していきます

イ 障害等の理解啓発に向けた取組の充実

- 児童・生徒が障害について理解したり、特別支援教育を理解したりするために、特別支援学級の教員や特別支援教室巡回指導教員等による児童・生徒向けの啓発授業を全ての学校で実施します。
- 学校は、保護者や地域が障害について理解したり、特別支援教育を理解したりするために、保護者会等の機会に保護者向けの研修会や講習会を開催するなど、保護者と教員が共に学ぶ機会を作り、理解啓発に向けた取組の充実を図ります。
- 市教育委員会は、地域や保護者向けの障害や特別支援教育を理解するための講習会を開催するなど、地域全体の障害への理解を深め、障害の社会的な障壁を取り除き、共生社会の実現を図る取組を推進します。

取組4 教員等の専門性の向上

ア 全ての教職員等の特別支援教育に関する理解促進

- 教職員等（「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員も含む。）一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修の実施及び指導資料の作成など、理解促進に向けた取組の充実を図ります。また、オンライン配信やオンデマンド配信を活用するなど、研修機会の拡大を図ります。
- 関係部間で調整し、特別支援教育研修会等において、幼保小中の教員等が共に学ぶ機会を設定します。

イ 通常の学級の教員を対象とした研修の充実

- 特別な支援を必要とする児童・生徒への個に応じた指導の充実を目指し、通常の学級の教員を対象にした特別支援教育に関する専門性向上に資する研修を企画・実施します。

- 当該児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、全ての教員が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画・**連携型個別指導計画**を理解し、作成及び活用できるよう、研修を実施します。

ウ 知的障害特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級（難聴、言語障害）の教員を対象とした研修の充実

- 障害の理解や指導方法の改善など、一人一人の児童・生徒の障害の特性に応じた特別の指導が行えるよう、医師、**心理職**、言語聴覚士、学識経験者等の専門家から助言を受ける機会や研修の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、指導方法や教室環境の整備等について工夫が図られるよう、特別支援学校との連携の充実を図ります。

エ 支援員等、特別支援教育に関わる人材を対象とした研修

- 「合理的配慮支援員」や「特別支援学級補助員」等の支援員等を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図ります。
- オンライン・オンデマンドを活用するなど、希望する人が研修を受けやすい体制を整備します。
- 子ども発達支援センター「はばたき」で実施する「**発達支援**サポーター養成講座」等を学校へも周知し、支援員等の自主的な研修機会の充実を図ります。

取組5 一人一人の状況に応じた学びの場の整備

ア 特別支援学級の適正な規模と配置

- 児童・生徒数の状況に応じて、引き続き、知的障害特別支援学級の増設について検討するとともに、特別支援学級の学区についても検討していきます。
- **自閉症・情緒障害特別支援学級**については、**通常の学級や特別支援教室における指導と支援体制の一層の充実を図り、自閉症・情緒障害等の児童・生徒の学びを保障する取組を推進します。**なお、**自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、引き続き、近隣市の成果と課題等について研究し、検討していきます。**

イ 児童・生徒の実態に応じた適切な通級指導の運営

- 児童・生徒の実態に応じて、過当たり時数及び指導体制の柔軟な対応ができるよう、通級指導の運営について検討します。
- 通級指導学級の入室検討について、必要な時期を逃さずに入室検討ができる体制整備を検討します。

ウ 困難さや障害特性に応じた合理的配慮の理解推進

- 教育委員会は、学校が合理的配慮の意味を正しく理解し、児童・生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて可能な範囲で合理的配慮を提供できるよう、合理的配慮についての情報を適宜提供します。
- 学校は、合理的配慮を必要とする**児童・生徒**及び保護者と、発達の段階を考慮しつつ、必要かつ適当な合理的配慮について可能な限り合意形成を図り、その実施に努めるとともに、その内容を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に明記するなど、保護者の同意を前提として、情報の引継ぎを確実にを行います。

取組1 児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援

ア 子ども発達支援センターにおける教育と福祉の連携の充実

- 一人一人の子供が最大限の力を発揮し、自立した社会参加に必要な力を養うため、教育委員会、子ども発達支援センター、学校、保護者、関係部署との連携を進め、ライフステージにおける切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。

イ 学齢期における連続性のある支援体制の整備

- 幼児期の教育によって育まれた資質・能力をさらに伸ばし、小学校での学習や生活に生かすために、「府中の架け橋プログラム」に基づく幼保小連携の取組を推進します。
- 関係課と連携し、「かけはしシート」（就学支援シート）の活用を周知・啓発し、幼児期の支援等を入学先の小学校に繋げることで、小学校生活への円滑な接続を図ります。
- 保護者の同意のもと、小・中学校間で必要な支援が引継がれるように、その方法や内容について検討します。

取組2 就学相談の充実

ア 子ども発達支援センターにおける就学前相談機能の充実

- 日常生活において、発達面、行動面の支援を必要とする就学前の子供及び子供の育ちについて不安のある保護者への支援として、教育、福祉、保健等が連携した体制を整備し、保護者に対して多様な学びの場に関する理解啓発に努めます。

イ 教育支援（就学相談、転学相談等）の充実

- 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育、医療、心理等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定していきます。
- 就学先決定に係る手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人及び保護者の意向が可能な限り尊重されるなど、保護者が安心して就学相談に臨むことができるよう、就学に関するガイダンスの充実を図ります。
- 就学・転学時に決定した学びの場は固定したものではなく、一人一人の児童・生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、全ての教職員の共通理解となるように周知します。
- 就学相談の結果と異なる就学や、就学先決定後において学校生活に心配や不安のある場合においては、学校の要請に応じて教育支援員や心理職等による学校訪問を行うなど、児童・生徒、保護者、学校に対して継続的な支援の充実を図ります。
- 学校は、校内委員会において、転学後の児童・生徒の学校への適応状況や障害の状態等の改善の様子を把握し、経過観察が必要な場合は、児童・生徒及び保護者と信頼関係を保ちながら、継続した相談を進めます。

ウ 幼稚園、保育園等との連携の充実

- 就学前に相談を行っている未就学児の教育的ニーズに応じた教育を保証できるよう、教育支援員が当該の幼稚園や保育園を巡回し、幼児・園児のアセスメントを行います。
- 福祉と連携するとともに、教育的ニーズに応じた就学先が決定できるよう、幼稚園や保育園との連携の充実に努めます。

エ 外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒への支援

- 外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒の、適切な学びの場を選択するための支援体制の構築に向けて、国、都、近隣市の状況等の研究を進めます。
- 外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒及び保護者が、適切な学びの場を選択するために必要な情報を、関係部署と連携して周知・啓発の充実に図ります。

取組3 教育相談体制の整備・充実

ア 相談体制の充実

- 市内在住・在学の幼児、小・中学生、高校生とその保護者を対象に、子ども発達支援センターにおいて、保健師や心理職等が心配事や悩みについて相談を受け、問題解決に向けて、助言や検査、他の機関への紹介等の支援を行います。
- 学校からの要請に応じて、心理職等を学校へ派遣し、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援に関する助言を行います。また、巡回相談実施後の継続的な学校支援体制の充実に図ります。

イ 重層的な支援体制の充実

- 児童・生徒の支援に向けて、教育、医療、福祉等の複数の視点で支援できるよう、初期段階における心理的、福祉的な視点でのアセスメントの充実に図るとともに、学校への心理職、作業療法士、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣や関係機関への接続、ケース会議の実施など、重層的な支援体制の充実に図ります。

取組4 医療的ケア児への支援の充実

ア 医療的ケアの実施体制の整備

- 医療的ケアのガイドラインに沿って、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で安心した学校生活を送るための体制整備を進めます。
- 将来の自立と社会参加を支援するため、学校生活のみならず、地域生活における活動及び卒業後の生活の充実に向け、医療的ケアの内容の変化や実績を学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等に反映させるなど、関係部署との連携の充実に図ります。

イ 関係機関等との連携

- 就学後、必要な医療的ケアが円滑に実施されるよう、障害者福祉課や子ども家庭支援課、保育支援課等の関係部署や就学前施設等との連携の充実に図ります。
- 医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで学校と学校外の施設や市との連携ができるよう、**児童・生**

徒及び保護者の同意を前提として、学校が学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を関係機関等に提供するなど、情報共有を図り、切れ目のない支援を行います。

取組1 保護者、地域の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

ア 府中市の特別支援教育に関する情報発信

- 府中市の特別支援教育や障害等に関する正しい理解や支援の輪を広げるため、教育委員会の刊行物、教育委員会や学校のホームページ等を活用しながら、保護者や地域に対する理解啓発活動の一層の充実を図ります。
- 教職員の指導の質の向上及び保護者等に対して支援の一助となるよう、府中市の特別支援教育の充実に向けた取組や成果等について、啓発資料や情報共有サイト等による発信を行います。

イ 保護者等に対する特別支援教育の理解啓発

- 特別支援教育の内容等に関する啓発資料の配布や研修会等を開催し、保護者や地域に対する特別支援教育の理解啓発に努め、特別支援教育を推進します。

取組2 関係機関との連携

ア 都立特別支援学校のセンター的機能の活用

- 学校の特別支援教育の質の向上を図るため、エリア・ネットワークのセンター校の役割を担う特別支援学校と連携し、巡回相談や研修会の講師、医療的ケアに関する助言、副籍等による交流及び共同学習等の充実を図ります。

イ 子ども発達支援センター等の福祉との連携

- 平成31年4月に策定された「府中市子どもの未来応援基本方針」の考え方を踏まえながら、ライフステージが変化しても切れ目のない支援を行えるよう、教育と福祉が連携し、子ども発達支援センターの専門的な支援体制の整備を進め、学校生活の支援に繋がります。
- 教育や療育、相談等に関する考え方について関係機関相互の理解を深め、教育と福祉の部門が柔軟に連携し、関係機関が協力し合うことで、一人一人の児童・生徒等や保護者に寄り添った支援を行います。
- 府中市の「相談支援包括化推進会議」等の会議を通して、児童・生徒や保護者の状況に応じて、関係機関が柔軟に対応できる関係性を構築します。
- 放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実について、家庭と教育と福祉が連携し、支援が必要な児童・生徒や保護者が地域で一貫した支援が受けられるよう、一層の連携を推進します。

取組3 地域人材を活用した支援体制の充実

ア 支援員等の配置の充実と支援力の向上

- 子ども発達支援センター等と連携して学校支援員に「発達支援サポーター養成講座」等の研修を案内するなど、支援員等が特別支援に関する力を高められるように研修機会の充実を図ります。また、養成講座の修了者に学校支援員となってもらいように促すなど、支援員等の配置の充実を図ります。

第4章 参 考 资 料

用語集

【ア行】

・医療的ケア

市立学校における医療的ケアとは、医行為のうち、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる生活援助行為としている。治療行為として実施する医行為とは区別している。

・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

令和3年9月に施行された法律で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育・教育の拡充に係る施策等や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

・エリア・ネットワーク

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワークのこと。

【カ行】

・各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則第130条第2項に示された規定で、知的障害のある児童・生徒に対する教育をする場合において特に必要のあるときに、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行う指導の形態を指す。

・学校生活支援シート（個別的教育支援計画）

本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。学習指導要領では「個別的教育支援計画」という名称が用いられているが、東京都では、児童・生徒等の学校生活を支えることが支援の中核になることから、「学校生活支援シート」と呼んでいる。

・教育支援委員会

就学先の決定を行う区市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、これらの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う場として教育支援委員会を設置している。

・個別指導計画

学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し、作成するもの。学習指導要領では「個別の指導計画」という名称が使われているが、東京都では「個別指導計画」と呼んでいる。

・合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校・本人・保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定され、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされる。

【サ行】

・自閉症・情緒障害特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その成果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級であり、知的障害を伴わない自閉症児及び情緒障害児を対象とする学級のこと。

・自立活動

個々の児童・生徒等が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校の学習指導要領に示された領域の名称。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分がある。

・就学支援シート（かけはしシート）

小学校入学時からの円滑な支援につなげることを目的として、作成を希望する保護者が、小学校入学にあたっての保護者の心配事や就学前の児童の状況、就学前機関での支援について就学先の小学校に伝えるために活用する。府中市では、令和7年度より活用を開始した。

・就学相談

就学相談は、障害のある児童・生徒等が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。就学相談は、基本的に居住する区市町村教育委員会に保護者が申し込む。

・障害

障害者基本法の定義に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害のことをいう。

・障害者権利条約

平成18年12月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

・障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方のこと。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

・センター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、（略）、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

【タ行】

・地域指定校

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、副籍制度を利用して副次的な籍（副籍）を置く学校で、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通街区区域内の小学校又は中学校）のこと。

・ちゅうファイル

府中市では、福祉的な支援を必要とする方々のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解の下で一貫した支援が受けられるようにするための一助として、本人の成長や変化の記録として作成するファイルのこと。就学したとき、進学したとき、学校を卒業したとき、就職したとき、自立するときなど、様々な場面で活用することを目的としたファイルのこと。

・特定分野に特異な才能のある児童・生徒

特異な才能のある児童・生徒が才能を示す領域は、学問分野ごと（教科ごと等）、芸術、スポーツなど様々なものが想定され、学問分野よりも狭い特定のテーマの場合もある。また、特異な才能の程度については、非常に高いIQで示されるような極めて突出した才能に限られるわけではなく、様々な程度が想定される。

・特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時数は、障害の状態に応じて、週1単位時間から週8単位時間まで（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については月1単位時間から可能）としている。なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

・特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者のこと。

【八行】

・発達障害者支援法

発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、平成17年4月から施行された法律。

・副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

府中市特別支援教育協議会委員名簿

No.	選出区分	氏 名	所属・役職
1	特別支援学級を設置している府中市立小学校の校長	内井 利樹	小柳小学校長
2	特別支援学級を設置している府中市立中学校の校長	○山本 周一	府中第一中学校長
3	難聴・言語障害通級指導学級を設置している府中市立小学校の校長	宮内 和夫	府中第一小学校長
4	特別支援教室（拠点校）を設置している府中市立小学校の校長	関 修一	府中第三小学校長
5	特別支援教室（拠点校）を設置している府中市立中学校の校長	菅原 尚志	府中第七中学校長
6	学識経験者	片倉 昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター常務理事
7		◎増田 謙太郎	東京学芸大学教職大学院准教授
8	東京都立特別支援学校の校長	金子 猛	都立武蔵台学園統括校長
9		相賀 直	都立府中けやきの森学園統括校長
10	府中市立小学校の児童又は府中市立中学校の生徒の保護者	大洞 明	—
11		西川 基子	—

◎委員長、○副委員長

開 催 経 過

	時 期	議 題
第1回	令和7年3月10日	・今後の進め方について ・府中市特別支援教育推進計画第4次推進計画の評価について
第2回	令和7年5月20日	・第4次府中市特別支援教育推進計画の成果と課題について ・第5次府中市特別支援教育推進計画の方向性について
第3回	令和7年6月27日	・第5次府中市特別支援教育推進計画（素案）
第4回	令和7年7月15日	・第5次府中市特別支援教育推進計画（素案） ・答申について

